

民間の保育所、認定こども園、放課後児童クラブ等への電気料金補助金交付事業について

国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、エネルギー価格の高騰の影響を受けた市内の民間の保育所、認定こども園、放課後児童クラブ等の事業者に対して、電気料金上昇分について財政支援を行うため、下記のとおり補助金交付事業を実施します。

## 記

### 1 補助金制度の概要

令和7年4月分から同年12月分までの9か月と前年同期間の電気料金の差額を補助金として交付します。

(例) 令和6年4月分から12月分の電気料金 合計100,000円…①  
令和7年4月分から12月分の電気料金 合計150,000円…②

補助金額(電気料金の差額): ②-①=50,000円

### 2 対象経費

市内の民間の保育所、認定こども園、放課後児童クラブ等の運営に係る電気料金

### 3 対象施設

市内の民間の保育所、認定こども園、放課後児童クラブ等

保育所: 3園、認定こども園: 3園、小規模保育事業所: 2園

放課後児童クラブ: 24支援単位

### 4 申請期間

令和8年2月2日(月)~同月27日(金) <予定>

### 5 制度周知

制度の詳細が決定次第、交付対象施設へ通知します。

### 6 予算措置

【児童福祉一般事業/民間保育所補助費】

・保育所・認定こども園 補助金額40,000円×6施設=240,000円

・小規模保育事業所 補助金額20,000円×2施設= 40,000円

計280,000円

【子育て環境づくり事業/放課後児童クラブ運営費】

・放課後児童クラブ 補助金額40,000円×24支援単位=960,000円

計960,000円

合計1,240,000円